

提案する諸条例等の制定要旨

議案第80号 南あわじ市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、非常勤職員について子の養育の事情により育児休業の期間を子が2歳に達する日までとすることを認める場合の基準を定めるもの並びに職員について再度の育児休業、育児休業期間の再度の延長及び育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合の育児短時間勤務を認める場合の特別の事情の例を追加するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

議案第81号 南あわじ市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、名誉市民選考委員会の設置並びにいじめ問題対応委員会委員及びいじめ問題調査委員会委員のうち委員長に係る報酬の改定に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

議案第82号 南あわじ市名誉市民条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、名誉市民の選考に係る事項を調査審議する南あわじ市名誉市民選考委員会を設置するため、所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

議案第83号 南あわじ市税条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容は、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」へ変更するもの、軽自動車税のグリーン化特例を設定するもの、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業等の用に供する固定資産税が「わがまち特例」とされたことにより、条例にその軽減率の定めを置くもの等です。

なお、附則でこの条例の施行日を、公布の日と定めています。

議案第 8 4 号 南あわじ市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例制定について

この条例制定は、農村地域工業等導入促進法（昭和 4 6 年法律第 1 1 2 号）の一部改正により、地方交付税の減収補填が廃止されたことに伴い、当該減収補填対象事業について固定資産の課税の免除を定めた本条例を廃止するものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

議案第 8 5 号 南あわじ市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、企業立地の促進による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 1 9 年法律第 4 0 号）の一部改正により、地方交付税の減収補填される対象が拡大されたことに伴い、固定資産税の課税の免除の対象を改めるもの、その他所要の改正を行うものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

議案第 8 6 号 南あわじ市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 9 年厚生労働省令第 4 8 号）が公布され、主任介護支援専門員の更なる資質向上を図ることを目的に、主任介護支援専門員の資格に更新制が導入されたことにより、本条例に規定する主任介護支援専門員の定義を改めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を公布の日と定めています。

議案第 8 7 号 南あわじ市農業共済条例の一部を改正する条例制定について

この条例の一部改正は、農業災害補償法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 7 4 号）が公布され、平成 3 1 年 1 月以降に農業者ごとの危険段階別共済掛金率の導入が義務化されることに先立ち、平成 3 0 年 4 月以降に共済責任期間が開始する園芸施設共済について、農業者ごとの被害率に応じた危険段階別共済掛金率の基準を定めるものです。

なお、附則でこの条例の施行日を平成 3 0 年 4 月 1 日と定めています。

議案第 8 8 号 淡路広域行政事務組合同規約の変更について

この規約の変更は、淡路広域行政事務組合の共同処理する事務を変更することに伴い、本規約を変更することについて協議するものです。

なお、附則でこの規約の施行日を平成 3 0 年 4 月 1 日と定めています。